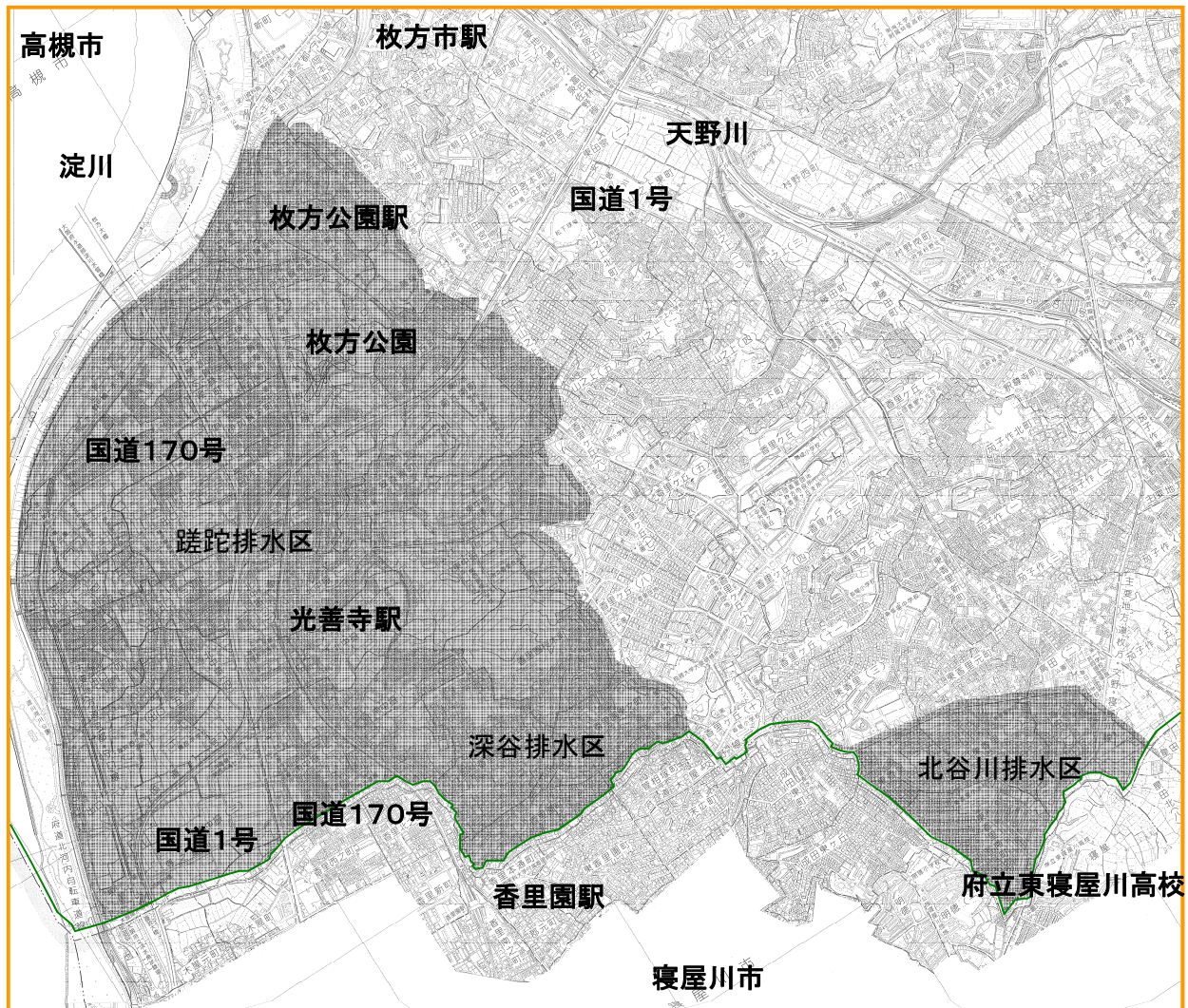


# 雨水浸透阻害行為の許可等について

寝屋川流域は、総合治水対策を促進するため、  
「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川流域」に指定し、  
平成18年7月1日から、雨水浸透阻害行為の許可等を実施します。



**ご注意、ご協力をお願いします！**

- 1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、枚方市長の許可が必要となります。
- 宅地建物取引業法、不動産特定事業法など関係法令についてもご確認ください。
- これまで同様、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めるなど、市内の雨水の流出抑制対策にご協力ください。

# 「特定都市河川浸水被害対策法」とは・・・

近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発  
都市部では、平成11、15年の福岡水害、平成12年の東海水害など浸水被害が頻発。また、一部では宅地開発等により設けられた調整池が埋め立てられる等の問題も発生。

都市部の河川流域における新たな計画による  
浸水被害対策が必要

## 特定都市河川浸水被害対策法

(平成15年法律第77号)

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

### 行政は・・・

●特定都市河川及び特定都市河川流域を指定(大阪府知事)

●流域水害対策計画を策定

※流域水害対策は、<http://www.pref.osaka.jp/kasen/tokutei/tokutei.html>(大阪府河川室HP)にて、入手可能です。

●都市洪水及び都市浸水想定区域の指定

### 流域のみなさんは・・・

●雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設設置の義務

●保全調整池に指定された既存の防災調整池では、埋立行為等は届出が必要

## ご注意ください

特定都市河川浸水被害対策法の施行(平成16年5月)にあわせ、関係法令等が改正されています。

### 宅地建物取引業法

●広告の開始時期の制限(第33条)

●契約締結時期等の制限(第36条)

●説明すべき「重要事項」  
(第35条第1項第2号)

### 不動産特定共同事業法

●広告の開始時期の制限(第18条)

●契約締結時期等の制限(第19条)

※詳細については、各法律等をご参照願います。

### 情報確認方法

#### 特定都市河川流域の確認

■特定都市河川流域の指定は、公示することになっている。

(法第3条第10項)

#### 保全調整池の確認

■保全調整池の指定は、公示することになっている。  
(法第44条第3項)

#### 管理協定の確認

■管理協定が締結されたときは、公告され公衆の縦覧に供される。

(法第22条)



<http://www.pref.osaka.jp/kasen/tokutei/ryuuki.html>(大阪府河川室HP)



# 雨水浸透阻害行為の許可等

これまでご協力いただいております”寝屋川流域での流出抑制対策”について、流域内で行う一定規模(1,000m<sup>2</sup>)以上の雨水の流出量を増加させるおそれのある行為(「雨水浸透阻害行為」<sup>注)</sup>といいます。)を行う場合には、枚方市長の許可が必要となります。(特定都市河川浸水被害対策法第30条)

## 注)雨水浸透阻害行為とは…

### ①宅地化

宅地等以外の土地(田畑、山地及び林地など)を宅地等(宅地、道路、鉄道線路など)にするために行う土地の形質の変更

### ②土地の舗装

宅地等以外の土地を不浸透性の材料で覆う

### ③排水施設設置

ゴルフ場、運動場等(排水施設を伴うもの)の新設・増設

### ④土地の締め固め

ローラー等の建設機械を用いて土地を締め固める

## 【行為の許可の取り扱い】

平成18年6月30日以前に受付され協議(事前含む)等を行なっている物件については、雨水浸透阻害行為の許可の対象とはなりません。

## 《流域内に既にお住まいの方やこれからお住まいになる方へのお願い》

○流域内にお住まいの方、又は事業を営む方は、浸水被害防止を図るため、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めるようできる限りご協力をお願いします。

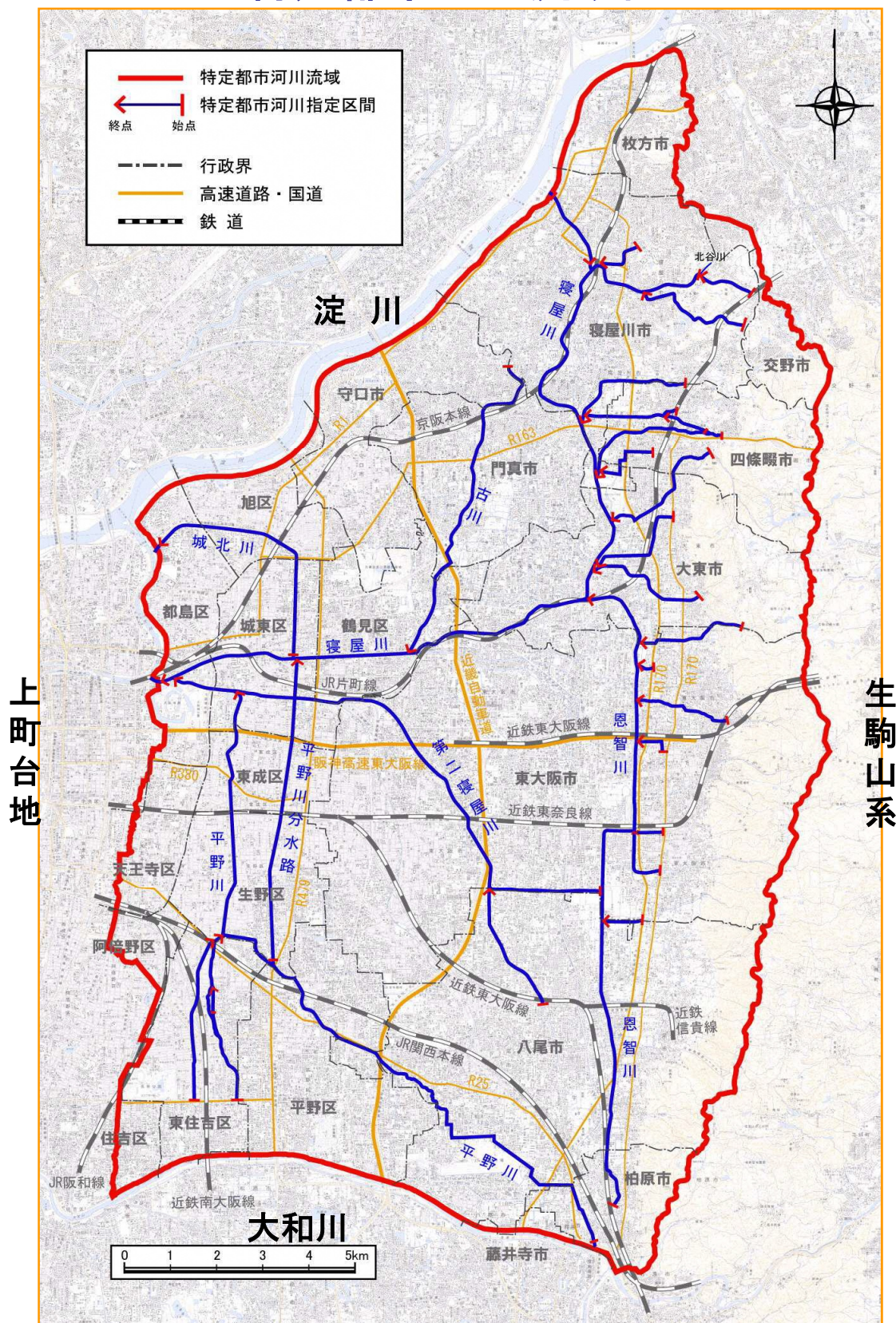
○早期に浸水被害の防止を図るため、河川管理者、下水道管理者、大阪府、流域内の市が一体的に浸水被害対策に取り組むこととしています。公的機関が行う事業にご協力ください。

○特定都市河川流域では、1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為について許可を必要としますが、1,000m<sup>2</sup>未満の許可を必要としない雨水浸透阻害行為を行う場合にも雨水の流出抑制対策の実施にご協力ください。

○防災調整池を所有、管理されている方は、雨水を一時的に貯留するという防災調整池が有する機能の維持にご協力ください。



# 特定都市河川流域図



枚方市内お問合せ先 : 枚方市上下水道局 下水道管理課

電話:072-848-4199(代) FAX:072-847-8846

寝屋川流域お問合せ先 : 大阪府都市整備部河川室河川整備課

河川環境課

電話:06-6941-0351(代) FAX:06-6949-3129

